

接続料の算定等に関する研究会 第九次報告書（案）概要

令和7年6月25日

事 務 局

「接続料の算定等に関する研究会第九次報告書（案）」 概要①

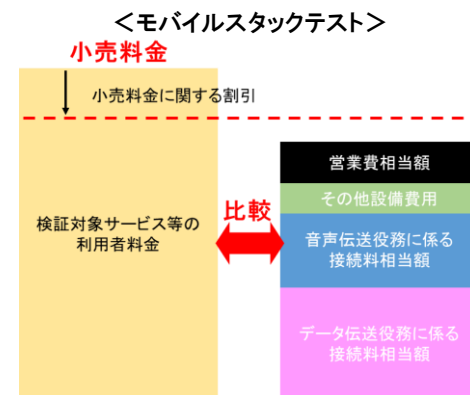
- 本研究会では、電気通信事業における競争基盤である「接続」に関する諸論点や指定電気通信設備(※)を用いた「卸役務」に関するルール¹の在り方等を検討。(※)NTT東日本・西日本、MNO3社(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)等のネットワーク。
- 令和6年9月に第八次報告書を取りまとめて以降、次の①～⑥の事項について、令和7年6月までフォローアップ・検討を実施。これらの結果等について、第九次報告書(案)として取りまとめ。

①モバイル接続料のさらなる適正化の推進

- ・ モバイル接続料費用配賦WGIにおいて、音声伝送役務／データ伝送役務間の**費用配賦見直しの検証**を実施。更なる見直しとして、**無形固定資産及び試験研究費の配賦の見直し**等について省令等を整備。
- ・ 令和6年度届出接続料の検証を踏まえ、予測値の算定方法、原価、利潤及び需要の適正性の確保等について検討。
- ⇒ **空中線設備**について、鉄塔、鉄柱等とアンテナ等の割合に関する**追加の検証**を行い、当該検証結果及びIoT回線の増加による回線数比への影響等も踏まえて、**今後の配賦方法について検討**することが適当。
- ⇒ **番号ポータビリティ転送機能**について、IP網への移行により利用されなくなったため、**アンバンドル機能から削除**することを検討することが適当。
- ・ その他、本研究会でこれまで検討を行ってきた論点に関する事業者間の協議の状況等について確認を行い、必要な検討を実施。
- ⇒ **5G(SA方式)の機能開放**に向けて、引き続き協議状況等についてMNOから**四半期ごとの報告**を求めることが適当。フルMVNO方式に加え、新たに検討されている、MVNOの負担軽減が期待できる別の方式についても、アンバンドル機能又は開放を促進すべき機能に該当するかについて検討を行うことが適当。

②MNOとMVNOの間のイコールフットिंगの確保（モバイルスタックテスト）

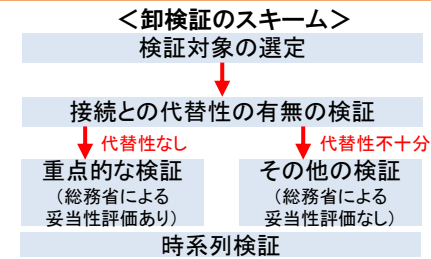
- ・ モバイルスタックテスト指針に基づき、MVNOから要望が寄せられたサービス等について、本件検証を行う合理性を議論したうえで、検証対象を決定し、**MNOによる検証を実施。その結果について、その妥当性を確認。**
- ⇒ NTTドコモの「ahamo」、KDDIの「UQ mobile コミコミプラン+」、ソフトバンクの「Y!mobile シンプル2 M」について、いずれも「接続料等」が「小売料金」を下回っており、**利用者料金と接続料等との関係は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないことを確認**。今回検証対象となったサービス等については状況変化がみられない限りにおいては再度の検証を行わないことが適当だが、どのような状況変化があった場合に再度の検証を行うことが適当かについては、都度、指針に沿って総合的に判断することが適当。この際、大容量プランについては、費用配賦見直し等によるデータ接続料の上昇や、データ増量に伴う平均使用通信量の増加について注視することが適当。



「接続料の算定等に関する研究会第九次報告書（案）」 概要②

③卸電気通信役務の適正性の確保（卸検証ガイドラインに基づく検証）

- ・ 接続との代替性が不十分とされている**NTT東日本・西日本の光サービス卸について、検証**（NTT東日本・西日本の自己検証）**の評価**を実施。
- ⇒ 今回の検証は卸料金の透明性に一定の寄与をしたと評価。一方、**開示データの充実については引き続き検討**が必要。
- ⇒ NTT東日本・西日本からの説明が引き続き不十分である場合、代替性に関する評価にも影響を及ぼしうる。このことを念頭に、今後、**NTT東日本・西日本は、今回の検証における指摘を十分に踏まえた情報開示をさらに進める**ことが重要。



④卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸電気通信役務の協議の適正化等）

- ・ 改正電気通信事業法(令和5年6月施行)において制度が整備された**特定卸電気通信役務制度について、料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況、卸元事業者・卸先事業者間の協議状況、事業者間協議の円滑化に資する追加的な措置等について検証**。
- ⇒ 事業者間協議が一定程度行われていることを踏まえると現時点において追加的な制度的対応は不要といえるが、今後、**協議が十分に進展した等と認められない場合、協議の円滑化に資するものとして提案があった事項(営業費に関連する情報等)を開示対象とすることも含め、追加的な措置を検討**することが適当。
- ⇒ **NTT東日本・西日本は引き続き営業費相当額に係る情報についても総務省に提供し、その結果を基に議論**を行うことが適当。その上で、開示すべき情報の範囲について、継続的に議論を行うことが適当。
- ⇒ **ひかり電話ネクストについては、現時点において特定卸電気通信役務の対象から除外せず、今後、NTT東日本・西日本によるメタル回線縮退に向けた代替サービスの提供計画や、他の電話サービスの提供状況等の市場動向を踏まえて、必要に応じて改めて検討**。

⑤関門系ルータ交換機能の接続料の算定方法

- ・ **関門系ルータ交換機能(IPoE方式で接続する場合)のゲートウェイルータの利用中止費に係る経過措置について、引き続き維持すべきか検討**。
- ⇒ NTT東日本・西日本による単県POIの増設やVNE事業者による単県POIへの移行といった変動期が継続する見通しであることから、**NTT東日本・西日本による単県POIの増設完了後に改めて経過措置を維持すべき事情があるか検討**することが適当。

⑥「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処

- ・ 令和6年9月に「**トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン**」を策定。同ガイドライン公表後のトラヒックの状況及びトラヒック・ポンピング防止に係る取組を把握するため、令和7年1月に**関係事業者へのヒアリングを実施**。
- ・ なお、技術的又は経済的事項にかかる重大な接続協定違反がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じない場合については、接続拒否ができるように、令和6年12月に**電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(令和6年総務省令第122号)を公布・施行**。
- ⇒ **トラヒック・ポンピングの状況について注視し、必要に応じてガイドライン等の見直しを検討するほか、行政上の必要な対応を講じていくことが適当**。